

No.	区分	質問	回答
1	制度全般	事業の目的を教えてください。	福岡県内の温泉施設（福岡市・北九州市を除く）に宿泊する県外発の受注型企画旅行商品または募集型企画旅行商品のバスツアーを造成・催行する旅行会社に対し、予算の範囲内において貸切バス代金の一部を補助することにより、県内での積極的な温泉地への宿泊・滞在を促し、観光の振興と地域の活性化を図ることを目的としています。
2	制度全般	補助金額はいくらですか？	補助対象旅行商品の補助金額はバス1台当たり最大10万円 ・複数泊についても同額です。
3	制度全般	補助対象期間はいつですか？	令和8年6月10日（水）から令和9年2月11日（木）出発分 ※令和9年2月12日（金）までに全行程が終了するものを対象とする ※令和8年6月10日（水）以降に販売開始・販売された旅行が対象 ※予算上限に達し次第、終了します。
4	制度全般	対象外となる期間が含まれた旅行行程は、補助金対象になりますか？	令和9年2月12日（金）までに全行程が終了するものを対象となります。 令和9年2月13日（土）以降に全行程終了するものは対象外となります。
5	制度全般	補助対象旅行商品の販売開始・販売日はいつですか？	補助対象旅行商品の販売開始・販売日は令和8年6月10日（水）です。 令和8年6月10日（水）以降にお客様へ販売開始・販売された旅行商品が補助の対象となります。 ※6月10日より前にお客様に販売されている商品は対象外です。 ただし、利用対象期間内であっても、予算が上限に達し次第、申請受付を終了します。
6	制度全般	補助対象旅行商品を販売開始・販売日より前に予約した既存予約は対象になりますか？	対象外です。補助対象商品販売開始・販売が令和8年6月10日以降に予約がなされた、募集型、受注型企画旅行で未販売（旅行代金未収受）の旅行商品が補助の対象となります。
7	制度全般	補助対象旅行商品となる宿泊施設はどこですか？	福岡県内の温泉施設（福岡市・北九州市を除く）です。なお、温泉施設とは以下の両方の許可を受けた施設とします。 ・旅館業法第3条第1項に基づく営業許可を有する宿泊施設 ・温泉法に基づく浴用利用許可を受けた温泉施設（※1-1） ※1-1 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/onsenriyou.html に掲載の施設のうち、許可種別が「浴用」と記載のある施設。事務局が示す温泉施設を基本として、該当について疑義がある場合は個別に事務局へお問い合わせください。
8	制度全般	対象事業者となる旅行業者はどこですか？	①旅行業法第3条（昭和27年法律第239号）に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行業者 ②事務局へ取扱旅行事業者登録を申請して承認された旅行業者
9	制度全般	「福岡県が別に定める観光施設又は観光素材」の対象を教えてください。	次の各号の全てを満たす観光施設又は素材を対象とします。 (1)「観光施設」とは、旅行者が、見物、鑑賞、温泉、保養、スポーツ、買物、食事、見学、体験等の観光目的の中で利用する施設全般及び場所をいう。 (2)「観光素材」とは、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源であるものをいう。 (3)風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に規定する業種等、風俗営業又はギャンブルに係る施設に該当しないこと。 (4)観光施設又は観光素材の管理が適正に実施されており、安全に利用できること。
10	制度全般	観光施設の立ち寄り証明や観光素材利用証明は必要ですか？	旅行行程表（最終版）で確認します。
11	制度全般	補助金利用回数の制限はありますか？	ありません。予算上限に達し次第、終了します。
12	制度全般	宿泊地で利用可能な、県内の市町村が行う助成制度があれば併用できますか？	併用利用は妨げません。（利用される市町村の規定に従ってください。） ※福岡県の「ふくおか平日おトク旅」観光キャンペーンとの併用は妨げません。
13	制度全般	インバウンド旅行は本事業の補助金対象ですか？	対象です。
14	制度全般	旅行の全行程が貸切バスでの移動でないと対象とならないのですか？	全行程ではなく、貸切バスでの移動を全行程のうち2日間以上含めば対象となります。 例：1日目 新大阪駅発<新幹線>博多駅<貸切バス>県内温泉施設宿泊 2日目 温泉施設<貸切バス>県内観光施設・観光素材立寄り<貸切バス>博多駅<新幹線>新大阪着
15	制度全般	県外から旅行開始の方が18名、福岡県内から旅行開始の方が2名で合計20名のツアーの場合、補助対象となりますか？	対象外です。福岡県外から旅行開始の方が20名以上が条件です。 仮に福岡県内から旅行開始の方が含まれる場合、ツアー参加者全員がどこから何名参加したということが分かる書面提出（貸切バス運送引受書）が必要です。
16	補助金について	どこで補助金額を確保できますか？	事務局へメールにて補助金申請手続きをして頂き、審査後、補助内示額通知をメールにて送付します。
17	事業者登録情報の変更手続きについて	対象事業者の参画を取りやめたい場合はどうすればよいですか？	事務局にお電話でその旨ご連絡を頂いた後、メールでのご連絡もお願いします。 手続きについては報告後、事務局よりご案内させていただきます。
18	事業者登録情報の変更手続きについて	申請後に、会社（宿泊施設）の名称や代表者、振込口座名義等の変更をする場合の手続きはどうすればよいですか？	上記 Q17と同様の手続きをお願いします。
19	プロモーションについて	本事業を告知しているサイトがありますか？	特設サイトはございません。 福岡県観光サイト「クロスロードふくおか」において「お知らせ（告知）」はいたします。
20	プロモーションについて	サイトのバナーやリンクは活用できますか？	上記のとおり特設サイトはございません。
21	取扱旅行事業者について	旅行事業者は必ず事務局に登録申請する必要がありますか？	補助対象旅行商品を販売する場合は必ずAMARYSにて事業者登録が必要です。 登録せずに販売をした場合、補助金対象外となります。
22	補助対象旅行商品について	旅行会社の専用サイトにおけるオンライン販売も対象となりますか？	対象となります。精算時に本キャンペーンの旅行商品割引を反映した商品の掲載がある特設ページ等の画面コピーの提出をお願いする場合がございますので、適宜保管をお願いします。
23	補助対象旅行商品について	手配旅行は補助対象旅行商品になりますか？	対象外です。
24	福岡県内宿泊施設利用証明書について	様式6以外の宿泊証明書では不可でしょうか？	各宿泊施設が利用している宿泊証明書も利用可とします。ただし、様式6と同様の記載事項が全てあることが前提です。